

# 国民健康保険税の課税限度額および 軽減判定基準改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に伴い、平成28年度から国民健康保険税の課税限度額および低所得者に対する軽減判定の基準額の改正は次のとおりです。詳しい内容については、7月配布予定の本算定納税通知書でお知らせします。

## 1. 課税限度額の改正

保険区分	現行の限度額	改正後の限度額 (H28～)
医療保険分	52万円	<b>54万円</b>
後期高齢者支援分	17万円	<b>19万円</b>
介護保険分	16万円	<b>16万円</b>
合計	85万円	<b>89万円</b>

## 2. 軽減判定所得の基準額の改正

軽減種類	現行の軽減判定基準額
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + 26万円 × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + 47万円 × 被保険者数



軽減種類	改正後の軽減判定基準額 (H28～)
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + <b>26.5万円</b> × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + <b>48万円</b> × 被保険者数

※所得が低い場合であっても、未申告の場合は上記の軽減判定を行いませんので、年金受給者や所得のない人も必ず所得の申告を行ってください。

※国民健康保険税の税率については、昨年度と同様の税率です。

※熊本地震の被害に伴う減免とは異なります。被害に伴う減免方法については、後ほど広報紙に掲載します。

〈問い合わせ〉 役場 税務課国民健康保険税係 TEL (62) 9181

## 日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年5月～平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより、予防接種ができなかった次の人を対象に現在特例措置が行われています。

### ■対象者

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人

※ただし、20歳の誕生日の前日までしか受けることができません。

### ■日本脳炎予防接種の標準的な接種時期

① 生後36月～90月に達するまでの間

1期(6～28日の間隔をおいて2回)と1期追加(1期2回目終了のおおむね1年後)

② 9歳以上13歳未満 2期を1回  
合計4回予防接種を

受けることになっていますが、特例措置対象者で4回接種ができていない人に対しては、残りの回数を接種することができません。

また、昨年5月末の案内で1期初回を2回接種した人は、追加の時期ではないでしょうか？

免疫をきちんとつけるためには、接種間隔・接種回数を守ることが大切です。



### 〈問い合わせ〉

役場 健康推進課保健係

TEL (62) 9180